

令和六年 藤崎町議会 予算特別委員会会議録（第二号）

令和六年三月十二日（火曜日）

出席委員（十二名）

委員長 奈良岡 文 英

副委員長 石 澤 貴 幸

委 員 相 坂 清 志

千 葉 孝 蔵

阿 部 祐 己

小 野 稔

浅 利 直 志

栩 内 伸 治

三 上 道 人

五十嵐 忍

相 馬 勝 治

奈 良 完 治

欠席委員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町 長 平 田 博 幸

副 町 長 五十嵐 晋

総務課長選管事務局長併任	高 木 秀 光
財 政 課 長	三 上 孝 之
経 営 戦 略 課 長	石 澤 岩 博
税 務 課 長	佐々木 克 尚
住 民 課 長	石 井 孝
福 祉 課 長	葛 西 昭 仁
農政課長農委事務局長併任	舘 田 康 彦
建 設 課 長	鳴 海 浩 司
上 下 水 道 課 長	木 村 文 徳
会計管理者・会計課長	高 木 勝 則
監 査 委 員	福 士 竹 志
選 管 委 員 長	加 福 孝 二
農 業 委 員 会 会 長	安 原 義 太 郎
教 育 長	羽 賀 義 易
学務課長学校給食センター所長兼務	佐 藤 康 文
生 涯 学 習 課 長	佐々木 泰 人

事務局職員出席者

事 務 局 長	木 村 宣 文
---------	---------

係 長 大 崎 光 喜

審 査 日 程

- 第 二 議案第三十六号 令和六年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計予算案
第 三 議案第三十七号 令和六年度藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案
第 四 議案第三十八号 令和六年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計予算案
第 五 議案第三十九号 令和六年度藤崎町水道事業会計予算案
第 六 議案第四十号 令和六年度藤崎町下水道事業会計予算案
-

本日の会議に付した事件

審査日程のとおり

○委員長（奈良岡文英君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員数は十二名です。定足数に達しておりますので、ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

各会計について、歳入歳出を一括で審査いたしますので、よろしく願いいたします。

審査日程に従い、議案第三十六号令和六年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計予算案を議題といたします。

歳入歳出予算の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（石井 孝君）

それでは、令和六年度国民健康保険特別会計の予算を説明させていただきます。

まずは、予算書の百四十五ページをお開き願います。

議案第三十六号令和六年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計予算案につきまして、第一条、令和六年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ十七億五千七百万円を計上し、前年度比二千九百万円、一・六％の減となるものであります。

それでは、予算の主な内容についてご説明申し上げます。

百五十五ページをお開き願います。歳入についてご説明申し上げます。

第一款国民健康保険税につきましては、団塊世代の国保被保険者が後期高齢者医療制度への移行や、対象となる被保険者の前年所得の算定などを加味し、前年度比千七百十六万五千円、五・二％の増となり、総額三億四千八百三十二万八千円を計上したものであります。

次のページをお開き願います。第四款第一項県負担金及び第二項県補助金のそれぞれの第一目保険給付費等交付金は、歳出予算におきます保険給付費の特定財源となるものであり、県負担金につきましては十一億七千二百六十七万千円を計上し、前年度比七百六十八万五千円の増、県補助金につきましては五千四百六十四万七千円を計上し、前年度比千二百十二万四千円の減としたものであります。

百五十七ページをお開きください。第六款第一項第一目の一般会計繰入金におきます第一節保険基盤安定繰入金は、保険税の軽減などに対する公費負担分で九千八百五十四万七千円を、第二節職員給与費等繰入金は、国保担当職員の給与費等で三千五百八十七万二千円を、第三節出産育児一時金等繰入金は、国保被保険者における出産育児一時金の拠出見込みに対応した町負担分として二百三十三万四千円を、第四節財政安定化支援事業繰入金は、町に対し交付される地方交付税のうち、国保財政の安定化を図るために算入される千百七十二万千円を繰入れするものであります。また、第五節未就学児均等割保険税繰入金は、子育て世帯の負担軽減を目的に、未就学児がいる世帯に対し、町負担分で八十一万四千円を繰入れするものであり、第六節産前産後期間保険税軽減措置繰入金は、産前産後の二か月間における均等割額と所得割額の保険税を軽減する町負担分として十五万五千円を見込み、一般会計からの繰入金総額は一億四千九百四十四万三千円となるものであります。

次に、同款第二項第一目財政調整基金繰入金は、財源調整を行うために繰入れするもので、三千百九十万二千円を計上したものであります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

百六十三ページをお開き願います。第一款第一項第一目の一般管理費は、職員の人件費のほか、業務委託料等の物件費が主なものであり、三千百五十四万円九千円を計上したものであります。

百六十五ページをお開き願います。第二款保険給付費の主なものとして、第一項第一目一般被保険者療養給付費は、

令和五年度中における給付実績見込額を勘案し、十億千二百四万三千円を計上したものでございます。

百六十六ページをお開き願います。同款第二項第一目の一般被保険者高額療養費は、令和五年度中における給付実績見込額を勘案し、一億四千七百四十七万六千円を計上したものであり、第二款保険給付費の総額は十一億七千七百六十八万三千円となるものであります。

百六十八ページをお開き願います。第三款国民健康保険事業費納付金につきましては、財政運営主体である県において見込みを立て、市町村ごとに納付金額を決定しているもので、保険者である町が納付する経費でございます。事業費納付金の各項目ごとの内訳につきましては、第一項医療給付費分として三億三千八百三十五万八千円、第二項後期高齢者支援金分として一億二千百九十七万五千円、百六十九ページの第三項介護納付金として五千九十六万二千円をそれぞれ計上し、納付金の総額は五億千二百二十九万五千円となるものであります。

百七十ページをお開き願います。第五款保健事業費第一項特定健康診査等事業費は、特定健診業務に係る業務委託料などの物件費が主なもので、千八百万九千円を計上したものであり、第二項保健事業費は、特定健診受診者に対する保健指導、予防対策並びに医療費適正化を推進するための人件費並びに物件費が主なもので、千百四十四万千円を計上したものでございます。

令和六年度国民健康保険（事業勘定）特別会計予算案の概要に係る説明は以上でございます。

○委員長（奈良岡文英君）

歳入歳出予算の説明が終わりました。

これから、歳入歳出全般について質疑を行います。質疑者はページ数を読み上げてから質疑をお願いいたします。

質疑はございませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

ページ数は百七十ページです。特定健康診査等事業費、その中で健診ウェブ申込みシステム利用料というふうになっているんですけども、利用料は支払わなければならないんですが、これは今までどれくらいの利用実績なのでしょう。新たにやるのでしょうか。その辺はどういう内容なのか、説明していただきたいと思います。

○委員長（奈良岡文英君）

住民課長。

○住民課長（石井 孝君）

お答えいたします。健診ウェブ申込みシステム利用料として十二万千円を計上してございますが、これは令和六年度からの新規事業でございます。

以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかに質疑はございませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

スマホなんかを使って、単純に申し込みますというような内容なんでしょうか。その辺はどうでしょうか。

○委員長（奈良岡文英君）

住民課長。

○住民課長（石井 孝君）

申込み方法についてですけども、ウェブで申込みをする場合は、インターネットなど、パンフレットなどで、QRコードなどで申込みをすることができるというような仕組みになってございます。

以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかに質疑はありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

同じく歳出の百六十三ページでございます。百六十三ページの中で、委託料百七十三万円ほど計上されており、その中で、国保情報集約システム運用管理等業務委託料七十九万円ほど計上されているんですけども、国保の情報の集約というのは、どういう項目について集約をなさろうとしているんですか。今までやってきた項目について、新たにシステム化してまとめるということなんですか。七十九万円八千円ほど支払っている内容について明らかにしていただきたい。

○委員長（奈良岡文英君）

住民課長。

○住民課長（石井 孝君）

お答えいたします。これは昨年度も実際に委託料として計上していたものです。こちらの内容としましては、国保被保険者資格情報及び給付情報の管理業務ということで、国保連合会に支出しているものです。

集約というお話でしたけれども、国保情報集約システムの中で、被保険者資格情報、例えば高額療養費が多く使われていないかなどの判定業務を行うというようなシステム内容になってございます。

以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかに質疑はありませんか。三上委員。

○三上道人委員

ページ数は百七十一ページになります。右側、上から五行目になりますけれども、特定健診未受診者対策業務委託料四百四十四万六千円とあります。これは当然、未受診者に対して対策ということ、言葉どおりだとは思いますが、具体的な内容、どういう取組をしているのでしょうか。

○委員長（奈良岡文英君）

住民課長。

○住民課長（石井 孝君）

お答えいたします。こちらの委託料でございますが、受診勧奨をするための業務委託料となっております。こちらは昨年度も計上してございまして、キャンサーズキャンというような会社に業務委託をしております。内容は、AIを活用しながら、対象となる方の結果の傾向などを分類しまして、その方々に見合った受診勧奨だったりのアプローチを図るというような内容となっております。

以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

三上委員。

○三上道人委員

これはたしか去年もやっていた、AIを使って、それこそ個々に見合ったアプローチの仕方をしていくということだと記憶しておりました。実際、これを計上して、それなりの成果、たしか去年からだったと思いましたので、早々、今日の明日ということで成果が出ているかは求めはしませんけれども、いずれにせよ、しっかり成果が出るような対策を取っていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかに質疑はございませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

ページ数は百六十八ページでございます。百六十八ページの、今県で運営主体となって、実際は納付だとか、そういう資格確認だとかは現場、町でやっているわけですがけれども、その中で、国民健康保険事業費納付金、これが今年度は三億三千八百三十五万円ほど計上されているんですけれども、比較でいきますと千八百四十三万円ほど減額になっているんです。前年度を見込んで予算額は計上していらっしゃるんだと思いますけれども、千八百四十三万円減額計上した理由など、おありでしたら説明していただきたい。

○委員長（奈良岡文英君）

住民課長。

○住民課長（石井 孝君）

お答えいたします。こちらの納付金につきましては、前年三か年の医療給付費の実績額と所得、被保険者等を勘案しまして、それから国とか県の負担金などの公費分を控除して、県全体の納付金を積算してございます。それから市町村ごとの所得、医療水準を考慮して、仮算定額として決定されているものでございます。

以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

浅利委員。

○浅利直志委員

仮算定額というのは、町で仮算定を行ったということなんですか。あるいはまた県の基準に基づいて、県が町に求め

た納付金の仮算定額というような意味合いなんですか。どういうふうに理解すればよろしいのでしょうか。

○委員長（奈良岡文英君）

住民課長。

○住民課長（石井 孝君）

お答えいたします。こちらにつきましては、県で全て仮算定をし、決定してございます。

以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

浅利委員。

○浅利直志委員

県庁のホームページを見ますと、令和六年の青森県国民健康保険標準保険料算定結果というのが出てきまして、その中で藤崎町は、藤崎町の保険料の目安というか、算定料率というのを算出しているんですけども、県としてです。その中で、医療費分について見れば、均等割額が三万四千三百四十九円、そして平等割分が二万三千二十五円というようなことで算定しているんですけども、所得分については八・一〇%ですか、そういうふうな算定に基づいて出しているんですけども、最終的に町の保険料というのは、今年度は前年度と比べてどういうふうな見込みをお持ちなんですか。最終的には、国保の運営協議会だとか開いて決めるんだと思いますけれども、前年度と比較して保険料ベースではどういう基準で考えていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（奈良岡文英君）

住民課長。

○住民課長（石井 孝君）

お答えいたします。今、委員おっしゃったように、最終的には決定したのも出てきますけれども、今年度につきましては、先ほどの説明の中でもお話がございますが、前年度比二千九百万円の一・六％の減というふうに見込んでございます。

以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

浅利委員。

○浅利直志委員

三年なら三年の実績を基にしてというふうなことなので、それも分かるんですけども、医療費は前年度、三年平均を取っているんだというようなこと、医療費に基づく保険料の算定に当たってはというようなことなんですけれども、何か県の考え方というのは、均等割というか、これを上げて、そして平等割といいますか、そっちは低めていくとか、そういうような考えなのかなというふうにも思うんですけども、その辺についての町としての考え方なりなんなり、町が決めることではないけれども、県の意向をどういうふうに見受け止めているものでしょうか。

○委員長（奈良岡文英君）

住民課長。

○住民課長（石井 孝君）

お答えいたします。町としましては、県のやはり、今県でも市町村全てを統一化するというような方向にも向かってございますので、町としましても、県の考え方に倣っていきたいというふうに見受けられます。

以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかに質疑はございませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

もう一つ、会計上に表れているのか、表れていないのか、私はちょっと分かりませんが、いわゆる保険証の問題です。保険証を、これは十二月四日ぐらいでしたかね、今の紙ベースの保険証を廃止するんだと。マイナンバーカードを保険証にすると、それで受付すれば、初診料もアップしてあげますというようなことを誘導して、無理くりやらせようとしているけれども、実際は５％程度というのが現在の姿ではないかなというふうに思っているんですけども、いずれにしても、マイナンバーカードでなくて、従来の保険証で診療を受けたいですというような人については、どういふふうな救済措置なり、そういうのを考えていらっしゃるのでしょうか。その点についてはどうでしょうか。

○委員長（奈良岡文英君）

住民課長。

○住民課長（石井 孝君）

お答えいたします。今、国でも、今おっしゃられていたとおり、令和七年十二月一日をもって保険証はなくなると。ただ、暫定期間として、それに代わる証書というものを発行し、それに対応していくというようなことになってございます。

以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかに質疑はございませんか。（「なし」の声あり）ないようですので、これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。

本案について原案どおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○委員長（奈良岡文英君）

異議がありますので、討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。浅利委員。

○浅利直志委員

令和六年度藤崎町国民健康保険特別会計予算は総額十七億五千万円余でありますけれども、会計上の不備があるとかというようなことではないですけれども、全体として、病気予防、健康保持、そういうものにはなくてはならない予算であるということは認めたいと思います。

それでは、反対する理由を述べたいと思います。

この間、反対理由の一つは、保険料が被保険者にとって非常に重い。その是正を図るべきものであるということです。

二つ目は、マイナンバーカードを十二月末で保険証に変えるという制度そのものを無理やり押しつけるようなやり方はやめてもらいたい。併存して、マイナンバーカードがよければ普及するんです、これは。マイナンバーカードを利用した保険証の義務化、これに反対であるということです。

付け加えて申しますと、電子カルテや電子処方箋、これが医療の効率化に確かに役立つ面もあるんでしょうけれども、そういうものを大幅に進めて、個人情報マイナンバーカードで把握するということにこだわる理由の一つは、国民の医療情報を企業が利用するという側面を、そういう懸念を私は危惧する、それが大仕掛けにやって、これほどマイナンバー保険証にこだわっているのではないかと思っております。

もう一点だけ申し述べますと、子ども医療費の無料化をやれば、会計に余裕があるからといってペナルティー措置がありました。これは四月一日から国の制度として、やらないことになりました。うちの町長をはじめ、全国の子ども医療費をやったところは余裕があるから、そういうことをやっているんだという交付金の減額措置が取られていたわけで

すけれども、それをやらなくなったということは、町長をはじめ関係者、多くの人の結果であろうかなと思っております。それでも、その一点を是正するにも十五年かかっているというようなありさまが今日の国保会計の現実であります。

以上で、主にはマイナンバーカードのことと、それから保険料が重過ぎるといふ是正をしていただきたいという点から、本会計に賛成できません。

○委員長（奈良岡文英君）

次に、原案の賛成者の発言を許します。棚内委員。

○棚内伸治委員

議案第三十六号に賛成するものです。令和六年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計予算案は、歳入面では国民健康保険税をはじめ、事業納付金等を確保し、歳出面においては、厳しい財政環境の中、町民の疾病予防、重症化予防等の施策の充実を図り、医療費の削減とともに被保険者の健康寿命の延伸を図る取組は高く評価できるものであります。したがって、議案第三十六号令和六年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計予算案に賛成するものであります。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）ないようですので、これで討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（奈良岡文英君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第三十七号令和六年度藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案を議題といたします。

歳入歳出予算の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（石井 孝君）

それでは、説明をさせていただきます。

予算書の百八十五ページをお開きください。議案第三十七号令和六年度藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案につきまして、第一条、令和六年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ二億三百万円を計上し、療養給付費に係る予算を一般会計の後期高齢者医療整備費へ組替えしたことから、前年度比一億三千九百万円、四十・六%の減となるものでございます。

それでは、予算の主な内容についてご説明申し上げます。

百九十五ページをお開き願います。歳入についてご説明申し上げます。

第一款第一項後期高齢者医療保険料は、第一目特別徴収保険料と第二目普通徴収保険料を合わせまして一億二千二百五十七万八千円を計上するものであり、保険料率と団塊世代の方々が後期高齢者に移行となってくる被保険者数や前年所得の算定などを加味し、前年度比二千四十七万円、二十%の増としたものであります。

後期高齢者医療制度におきましては、高齢者の医療費を公費で約五割、若い世代からの支援金で約四割、高齢者の保険料、約一割で負担するというルールにより運営されているものでございます。

第三款繰入金第一項第一目の事務費繰入金は、事務担当職員の給与費等繰入金分と広域連合事務費繰入金分であり、事務費繰入金の総額は千九百八万二千元としたものであります。

第二目保険基盤安定繰入金は、保険料の軽減に対する公費負担分として一般会計から繰入れするもので、六千六十五万五千元を計上したものであり、一般会計からの繰入金総額は七千九百七十三万七千元としたものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

百九十九ページをお開き願います。第一款総務費第一項第一目の一般管理費は、職員一名分の人件費のほか、通信運搬費等の物件費が主なものでございます。

次のページをお開き願います。第二款後期高齢者医療広域連合負担金は、町で収納した保険料及び低所得者に対する保険料軽減額の公費負担分となる保険基盤安定負担金等を広域連合へ納付する保険料等負担金として一億八千三百二十三万五千円、広域連合に係る共通経費の町負担分であります広域連合事務費負担金を九百三十七万円計上し、総額一億九千二百六十万五千円を計上したものでございます。

令和六年度藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案の概要に係る説明は以上でございます。

○委員長（奈良岡文英君）

歳入歳出予算の説明が終わりました。

これから歳入歳出全般について質疑を行います。質疑はございませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

ページ数は二百ページでございます。その中で、広域連合負担金、二款一項ですか、これは前年度が三億三千二百二十九万円計上して、本年度は一億九千二百六十万円というようなことで、内訳としては、保険料などの負担金が一億八千万円余なんですけれども、一億三千八百六十八万円ほど、前年度から比較して大幅に減っているという大きな理由や要因というのはどういうところにあるんでしょうか。

○委員長（奈良岡文英君）

住民課長。

○住民課長（石井 孝君）

お答えいたします。今の後期高齢者医療保険料等の負担金についてでございますが、特別徴収、それから普通徴収、滞納分を見込んでございます。それから、国保から後期のほうに団塊世代として移行してくるというようなことも加味してございますので、それで今回一億八千三百二十三万五千円を計上したものでございます。

以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

浅利委員。

○浅利直志委員

事務負担金そのものは、九百三十七万円のほうはそんなに変わらないんだと思うんです。保険料負担金が減ったのかなというふうな思いがあるんですけども、前年度に、そうすれば多く計上して当初予算を組んだというふうに理解してよろしいものなんですか。その辺はどうでしょうか。年寄り、医療費に多くかからなくなったんだというようなことなんですか。その辺はどういうふうに受け止めているのでしょうか。

○委員長（奈良岡文英君）

住民課長。

○住民課長（石井 孝君）

お答えいたします。浅利委員がおっしゃっているように、高齢者に係る医療費の高額化というのもございますので、その辺も加味してございます。

以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかに質疑はございませんか。（「なし」の声あり）ないようですので、これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（奈良岡文英君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第三十八号令和六年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計予算案を議題といたします。

歳入歳出予算の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（葛西昭仁君）

それでは、議案第三十八号令和六年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計予算案の概要についてご説明申し上げます。

予算書二百十三ページをお開き願います。第一条、令和六年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ十七億七千二百万円と定めるもので、前年度に比較して三千百万円、一・七％の減としたものであります。

それでは、予算の主な内容についてご説明申し上げます。

二百二十三ページをお開き願います。まず、歳入について、第一款保険料につきましても、令和六年度は第九期の介護保険事業計画の初年度となりますが、保険料の段階を九段階から十三段階に増やし、高所得者には相応の負担と、低所得者にさらなる負担軽減を図り、また、これまでの消費増税に係る減額措置の継続も加味し、前年度対比ほぼ同額の三億七百八十一万五千円を計上したものであります。

第三款国庫支出金第一項第一目の介護給付費負担金は、保険給付費に対する国負担分で三億三十八万千円を計上し、次のページ、二百二十四ページをお開き願います。第二項第一目の調整交付金一億三千八十二万八千円は、高齢者や低

所得者の割合に応じて国から交付されるものであり、約千四百万円減で、国全体の調整の中、年々減となっているものであります。第二目、第三目は、保険給付以外の地域支援事業費に対する国の補助金で、合わせて千百六十三万二千円を計上したものであり、約千四百万円の減で、一般会計の介護、障害、子育て、生活困窮分野の各相談支援事業を一体的に行うため、歳出を一本化した重層的支援体制整備事業への組替えによる減であります。第四目の保険者機能強化推進交付金と第五目の介護保険保険者努力支援交付金は、市町村の介護予防などの取組状況を国や県が評価して交付されるものであります。

第四款は、二号被保険者である四十から六十五歳の方の保険料分である支払基金が、それから二百二十五ページの第五款は、県がそれぞれ公費負担ルールに基づいて、介護給付費に対して交付する分であります。

二百二十六ページをお開き願います。第七款繰入金第一項の一般会計繰入金は、介護給付費の町負担分、職員の人件費や保険料軽減に対する、国、県、町の助成分の繰入れなどが主であり、第二項の基金繰入金は、介護保険財政調整基金から繰り入れるもので、調整交付金の減額分等を補填するなどの理由から二千五百万円を計上しております。

二百二十七ページへ移りまして、第九款第三項第一目の後期高齢者医療広域連合受託事業収入は、高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に取り組むための事業を県後期高齢者医療広域連合から受託して実施するための費用分であります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げますので、二百三十一ページをお開き願います。

第一款第一項第一目の一般管理費は、職員の人件費が主なものであり、令和五年度の第九期事業計画の策定支援業務委託の減などもあり、百九十六万九千円減の三千六百二十万九千円となります。

二百三十二ページをお開きください。第二目の後期高齢者医療広域連合受託事業は、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に取り組むための事業費用で、会計年度任用職員一名分の人件費と、訪問に使用する車借上料などを計上したも

のであります。第二項の徴収費は、保険料徴収事務に係る費用を、二百三十三ページの第三項の介護認定審査会費は、要介護認定にかかる費用をそれぞれ計上したものであります。

二百三十四、二百三十五ページをお開きください。第二款保険給付費の第一項介護サービス等諸費は、要介護認定を受けた方々が利用する施設や在宅でのサービスにかかる費用であり、令和五年度の実績見込額を基に、前年度からは減額を見込み、計十五億二千七百九十四万千円を計上したものであります。

二百三十六、二百三十七ページをお開き願います。第三款地域支援事業費の第一項介護予防生活支援サービス事業費は、介護予防給付から町が主体で行う総合事業に移行した介護予防訪問介護や、介護予防通所介護などの費用で四百三十七万千円を計上したものであります。

第二項一般介護予防事業費は、全ての高齢者を対象とした運動機能向上や、閉じ籠もり、うつ予防の介護予防事業における町スポーツ協会や文化協会への委託費が主なものであります。令和六年度より一般会計で重層的支援体制整備事業を実施することから、これまでの地域サロン運営や脳トレ教室活動支援に係る補助金とその関連費用を一般会計に組み替えたことにより三百三十九万三千円減の四百七万円を計上したものであります。

第三項の包括的支援事業・任意事業費は、高齢者が要介護状態になっても住み慣れたまちで尊厳ある暮らしができるよう、住まい、医療、予防、生活支援を一体的に提供するための予算項目です。第一目任意事業では、主に成年後見制度にかかる報酬等の助成費用を計上しており、二百三十八、二百三十九ページでは、第二目の在宅医療・介護連携推進事業、第三目の認知症総合支援事業、第四目の地域ケア会議推進事業は、主に町社会福祉協議会への事業委託費を計上しているものです。その下の二重丸の項目は、令和五年度で地域包括支援センターの委託費として計上していた、総合相談・権利擁護事業費、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費と、現行の介護保険サービス以外で日常的な支援サービスを検討する生活支援体制整備事業費は、重層的支援体制整備事業に関連し、項目を廃目とし、一般会計に組替

えしていることから、第三項の合計は三千六百三十九万二千円減の五百三十九万三千円を計上したものであります。

二百四十ページをお開きください。第五款第三項第一目一般会計繰出金では、介護保険会計で収入する保険料や支払基金交付金の一部を重層的支援体制整備事業の財源として一般会計に繰り出すものであり、また介護保険会計の国庫補助金の保険者機能強化推進交付金相当を高齢者の地域課題解決に向け、タクシー利用助成事業の財源として一般会計に繰り出しするものです。

令和六年度介護保険（事業勘定）特別会計予算案の概要に係る説明は以上であります。

○委員長（奈良岡文英君）

歳入歳出の予算の説明が終わりました。

これから歳入歳出全般について質疑を行います。五十嵐委員。

○五十嵐 忍委員

二百三十三ページです。認定調査委託料についてお聞きします。これはケアマネジャーが行う要介護度の調査への報酬ですが、昨年、私は六月議会で一般質問しました。藤崎町の場合は、一件につき二千二百円という労働の対価として、これは見合っていないのではないかということで取り上げましたが、第九期の計画ではどのように改定されましたか。

○委員長（奈良岡文英君）

福祉課長。

○福祉課長（葛西昭仁君）

お答えいたします。委員おっしゃるとおり、この委託料の単価につきましては、介護保険制度が始まって以来、当町では消費税の増税はあって、若干の増額はあったものの、令和五年度までは一律二千二百円という単価でやってございました。委員のご指摘にあったとおり、やはり結構な年月がたっている中で、それぞれ経費がかかっているだろうとい

うことで、時間の単価や、それから調査の時間、作成時間、移動時間などを考慮して、在宅の場合、ケアマネさんが自宅に車等で赴いてやった場合の単価は四千百八十円、それからケアマネさんがいらっしゃる施設で、移動もそんなにかからない、時間もそうかからないというものに関しては二千八百六十円という単価で、令和六年度から予定してございます。

以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

五十嵐委員。

○五十嵐 忍委員

改定されたことに関しては歓迎いたします。

それで、昨年六月二十九日付の東奥日報で、県内四十市町村では最大、約二倍の開きがあるという報道がなされました。津軽広域連合では、藤崎町でも含めて低い傾向にあったわけですけれども、今回、藤崎はこういうふうに見直しするということですが、広域のほかの市町村の動向というのはどうなっているか、お分かりでしたらお願いします。

○委員長（奈良岡文英君）

福祉課長。

○福祉課長（葛西昭仁君）

ほとんどの市町村は恐らく変更はないのかなと。弘前とか平川が変更しようとしていた話は聞いております。ただ、その後、予算査定とかの関係でどうなったかは定かではないんですが、もしかしたら現行のままかもしれません。弘前辺りは、もともと当町よりも若干高い設定もしてございましたので、それ以上になったかというのは、今予算の段階で審議している最中の中では、ちょっと分かりかねます。

以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかに質疑はございませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

ページ数は二百三十八から二百三十九が主なんでしょうか、結論は。その中で、いわゆる総合相談だとか、ケアマネジメント支援事業だとか、生活支援体制整備事業、こういうものが、いわゆる一般財源でやるようになったという説明として受け止めたんですけれども、相対としては、地域支援事業が三千六百三十九万円ほど減って、本年度は五百三十九万円になったと。この減ったという理由については、先ほど説明をちょっとしていたんですけれども、もうちょっと詳しく説明してほしいということと、じゃあ減ったのは介護保険、一般財源でやるようになったということなんですか。それは国、県から来るから何もいいんだというような財源的な裏づけはどういうふうになっていらっしゃるんでしょうか。

○委員長（奈良岡文英君）

福祉課長。

○福祉課長（葛西昭仁君）

お答えいたします。私の説明の中で度々申し上げました重層的支援体制整備という言葉、この事業なんですけれども、一般会計のほうを参考までに今ご覧いただきたいんですが、七十二ページをご覧ください。七十二ページの中段から、十目重層的支援体制整備事業費とございます。先ほどから申し上げました重層的というのは、ここのことで、経緯といたしましては、国、厚労省の方針で、障害者、高齢者、児童の相談関係、それから地域づくりに資するものに関しましては、一般会計の重層的支援の中で行いますと。要は予算だけでなく、今後も横断的に、全て関係がある場合が多い

ので、横断的に相談等を受けていきたいと思いますという趣旨の下、事業を集約してございます。それが、この重層的な事業になっております。そのうちの高齢者の分について、今委員がおっしゃいました三款の一部を一般会計に移動したと。

財源に関しましても、従来どおりです。障害者、高齢者、子供に関しても、全て従来どおりの国、県の補助金が入っている。保険料なりも入っていると、そういった内容でございます。

以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかに質疑はございませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

私が聞いているのは、従来どおりですというふうに、今の一般会計のほうで、厚労省が使っている重層的という、高齢者も障害者も含めてというようなことで、一般予算でやるというようなことなので、私が聞いているのは、じゃあ介護保険のほうは、それだけ介護保険で払っているものがなくなりましたというふうになりますでしょう。そうしたら、そこに枠というか、その分があるわけですね。じゃあ、その分は介護保険の何かに増やしたのかというふうになれば、その辺はどういうふうになっていらっしゃるんですかということを知っているんですけどもね。

○委員長（奈良岡文英君）

福祉課長。

○福祉課長（葛西昭仁君）

事業の内容は全く変わっておりません。財源についても全く変わっていません。その事業にそのままひもづいて、介護会計から一般会計に移動する。もしくは、もともと一般会計にあるものもたくさんありますので、子供とか障害者に関しては、もともと一般会計に財源がありますので、そのまま財源についても移動するので、介護会計で財源が浮く

とか、枠が空くとか、そういうことではございません。

以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかに質疑はございませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

今のと関係するんですけれども、二百三十七ページの一般介護予防事業、地域リハビリテーション活動支援事業として、ページ数、二百三十七ページです。地域リハビリテーション活動支援事業二百十三万円ほど計上しているんですけれども、これも、その前が、らく楽教室だとか、そういうふうな表示、七十二万円ほど予算が計上されていますけれども、これも同じような考えで今後進めていくということなんですか。どういうふうな位置づけでしょうか。

○委員長（奈良岡文英君）

福祉課長。

○福祉課長（葛西昭仁君）

お答えいたします。今おっしゃいましたリハビリテーション、らく楽教室等、事業に関しましては、昨年度とほぼ変わっておりません。全く変わっていないと言ってもいいです。ですので、一般会計のほうに財源があるかどうか、介護会計にあるかどうかの違いだけで、やっている内容、やっている人は全く変更はございません。

以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

浅利委員。

○浅利直志委員

つまり、私が何か分かったような、分からないようなことを聞いているのは、つまり国の方向性として、要支援一、二だとか、そういうのはもう自治体の仕事にさせてしまおうと、そういう一連の流れの中で、今後は、例えば地域リハビリテーション活動とか、そういうのは一般、介護保険の対象外だというようなことなのではないかという懸念があるので聞いているんですけれども、じゃあ具体的に聞きます。一般介護予防事業費の二百三十七ページの、やる内容は同じ内容なんだというようなことですけれども、地域リハビリテーション活動支援事業委託料二百十三万円、これは委託は社協にやっているんですが、委託先を明らかにしていただきたい。

○委員長（奈良岡文英君）

福祉課長。

○福祉課長（葛西昭仁君）

まず、一般介護予防事業の、こちら三つの委託料がございます。せっかくですので、全てちょっとお答えします。一番上の、げんき教室、介護予防把握事業、これが社会福祉法人千栄会、さんふじさんをお願いしているもので、手芸、書道、調理教室、遠足などを開催し、閉じ籠もり防止や生きがいつくりを行う、こういった事業です。次の、らく楽教室、介護予防把握事業ですが、こちらはNPO法人藤崎町文化協会さんをお願いしている、お茶、お花、絵画、歌、体操の趣味の教室を開催して、これはまた閉じ籠もり防止や生きがいつくりを行うというものでございます。最後の、地域リハビリテーション活動支援事業委託、こちらがスポーツ協会さんをお願いしているもので、にこにこわいわい健康教室と称しまして、専門の健康運動指導士の先生の下、有酸素運動や筋力トレーニング、ふじさき生き生き健康体操などを実施しているものであります。

あと、質問の中で、介護予防、要支援とかを国が全部市町村にやらせようという趣旨、全体をやらせようという流れ、その話ですが、今現在は要支援に関しては市町村に下りて、実際、市町村でそれぞれ頑張っているとい

う状況です。流れが変わるかどうかという話は、今の財源が動いた話と全く別なところで動いています。実際、議論の中には、要支援だけでなく、要介護一、二、これも市町村にやらしてもらおうかという議論も実際にされております。それは時期尚早ということで、まだ下りてきていませんけれども、今後はそういうことになろうかと思えます。

以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかに質疑はございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（奈良岡文英君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

換気のため、休憩いたします。

再開時刻は十一時十五分といたします。

休 憩 午前十一時〇三分

再 開 午前十一時十五分

○委員長（奈良岡文英君）

休憩を取り消し、会議を再開いたします。

次に、議案第三十九号令和六年度藤崎町水道事業会計予算案を議題といたします。

収入支出予算の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（木村文徳君）

それでは、議案第三十九号令和六年度藤崎町水道事業会計予算案の概要についてご説明いたします。

予算書の二百五十九ページをお開きください。まず、収益的収入及び支出の収入についてであります。

第一款水道事業収益は三億七千四百四十六万二千元を計上しました。

第一項営業収益は三億六千六百六十六万六千元で、主なものは水道料金とメーター使用料の第一目給水収益三億六千八十三万円であります。

次に、第二項営業外収益は千二百二十九万五千元であります。主なものは、第三目長期前受金戻入千百三十八万五千元で、令和六年度減価償却費に係る補助金等相当額を収益化するものであります。

次に、支出についてであります。

二百六十ページをお開きください。第一款水道事業費用は三億七千四百四十六万二千元を計上しました。

第一項営業費用は二億九千六百六十六万五千元で、第一目浄配水費一億七千五百八十五万六千元のうち、第四節委託料が四百十三万九千元で、主なものは水質検査業務委託料が百八十九万八千元であります。第六節修繕費は二千二百九十八万四千円で、主なものは水道メーターの取替え工事費が七百七十二万二千元、交換用メーター修繕費が五百七十四万円あります。第九節の受水費一億三千四百九十二万二千元は、津軽広域水道企業団からの水道水購入費用であります。第三目総係費は四千五百十三万九千元を計上しました。第一節給料から次ページの第六節法定福利費引当金繰入額までの人件費や第十二節委託料等を計上したもので、委託料九百二十二万六千元のうち、主なものは水道メーター検針業務委託料四百五十六万三千元であります。

二百六十二ページをお開きください。第四目減価償却費は七千五百六十七万円を計上しました。減価償却費は、固定

資産の価値減耗分の費用化ですが、実際には現金支出を伴わない費用で、資本的収支の不足額の充当財源である内部留保資金となるものであります。

第二項営業外費用は二千百五十二万四千元で、その主なものは第一節企業債利息の五百五十二万三千元であります。次に、資本的収入及び支出について説明いたします。

二百六十三ページをご覧ください。まず、収入についてであります。第一款資本的収入第一項他会計負担金には、一般会計からの消火栓更新工事費負担金の四百四十万円を計上しました。

次に、支出についてであります。第一款資本的支出は九千二百八十五万二千元を計上しました。第一項建設改良費は三千七百六十五万九千元で、主なものは消火栓更新工事費四百四十万円、西豊田浄水場配水ポンプ整備工事費千五百五十三万二千元、矢沢地区配水管移設工事費千七百十二万七千元であります。第三項企業債償還金は五千三百五十三万五千元を計上しました。

以上、資本的収入及び支出について説明いたしましたが、収入が支出に対して不足する額八千八百四十五万二千元は内部留保資金等で対応するものであります。

令和六年度藤崎町水道事業会計予算案については以上であります。

○委員長（奈良岡文英君）

収入支出予算の説明が終わりました。

これから収入支出全般について質疑を行います。質疑はございませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

ページ数は二百六十ページですか、その中の浄配水費の中の受水費一億三千四百九十二万円ほど、津軽広域水道企業団受水費となっています。これは、世帯は多くなっているんだけど、一世帯当たりの人数も少ないし、水道の節約

志向もあるしというようなことで、受水費も前年度と比べてかなり下がっているのではないのかなというふうな思いもあるんですけども、前年度または前々年度あたりから比べて、水道企業団受水費というのはどうなっているのか、お分かりでしたら、およそのことでもよろしいので、ご説明願いたい。

○委員長（奈良岡文英君）

上下水道課長。

○上下水道課長（木村文徳君）

すみません、ちょっと資料を出しますので、しばしお待ちください。

○委員長（奈良岡文英君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前十一時二十一分

再 開 午前十一時二十二分

○委員長（奈良岡文英君）

休憩を解いて、会議を再開いたします。

上下水道課長。

○上下水道課長（木村文徳君）

お答えいたします。令和五年度の予算の段階では一億三千五百万円ほど見込んでおります。令和四年度の実績については、税抜きになりますが一億二千百十二万五千三百五円という形になっております。去年に比べて今年減っているというのは、委員おっしゃるとおり、これまでの傾向、世帯は増えていますが、人口減少も伴っていることから、出て

いく水道の量も減っているというところで減額を見込んでいるところでありました。

以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

浅利委員。

○浅利直志委員

若干減っているというようなことですので、いわゆる一立米当たりの単価そのものは変わっていないんですね。企業団そのものも、つまり人口が右肩上がりで増えていくという前提で、企業団の受水量だとか受水額を決めていたんですけれども、人口減少社会になってしまったというようなことの現状なんです、そもそも津軽広域水道企業団というのは、弘前からこの辺までというような感じはあるんだけど、最近では五所川原のほうまでずっとあるんだというような、ずっと水を供給しているんだというような、これは町長でもいいし、担当者でもいいですが、どの辺まで、五所川原もかなり加入しているような状態、五所川原とか、その前の鶴田だとか、その辺はどういうふうに企業団の水道供給地域というのは大体どの辺までに、どう広がっていったんですか。その辺はどうでしょうか。

○委員長（奈良岡文英君）

上下水道課長。

○上下水道課長（木村文徳君）

お答えいたします。水道は、委員おっしゃるとおり、現状、鶴田町、五所川原、それとつがる市のほうまで水が行っております。現状、つがる市さんも参加して、この前の会議なんかも、つがる市さんの幹部の方もいらっしゃって、会議とか開かれておりました。

以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかに質疑はございませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

先ほども、ちょっとだけ説明があったように記憶しておるんですけども、ページ数は二百六十ページです。その中で、修繕費という中で、福富四号線水道管布設替工事費百二十六万円という、布設替えですね、これはどういうふうな、老朽になって布設替えしなければならないというようなことなのか。その辺の内容や、何メートルぐらいやることなのか。早い話が、支線に分かれていくというか、そういうようなところの工事なのか。福富四号線水道管布設替工事費の内容と箇所を明らかにしていただきたい。

○委員長（奈良岡文英君）

上下水道課長。

○上下水道課長（木村文徳君）

これは七号線の四車線化に伴うために実施する工事になります。固有名詞を出して、あれですけども、幡龍さんのところの交差点の、ちょっと藤崎側のほうにも、青森のほうに向かって左側に家は何軒かあるんですけども、そのほうに持っていく水、四車線化に伴うことによって、ちょっと町道の付け替え工事とかありまして、うちの水道管も一緒に移設しなければいけなくなったということでございます。

以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

浅利委員。

○浅利直志委員

大変、私、勘違いしておりました。実際、新しく道路も、横断できないようになったから、道路も付け替え、新しく造っているところで、それに伴った工事だと。私は、福富で、福館、富柳かなというふうに思ったりもして聞いたところでもございました。大変、認識不足でございました。

それから、その下の浄水場非常用発電機蓄電池交換修繕工事費、約十八万円ほど見込んでいるんですけども、これは蓄電池そのものを交換するという事なのか。その修繕工事の内容を説明していただきたいと思います。

○委員長（奈良岡文英君）

上下水道課長。

○上下水道課長（木村文徳君）

こちらは、西豊田の浄水場にある発電機に使用する蓄電池が点検の段階で、劣化が進んでいるということで交換、修繕させていただきたいということでの予算計上でございます。

以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかに質疑はございませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（奈良岡文英君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第四十号令和六年度藤崎町下水道事業会計予算案を議題といたします。

収入支出予算の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（木村文徳君）

それでは、議案第四十号令和六年度藤崎町下水道事業会計予算案の概要についてご説明いたします。

予算書の二百九十一ページをお開きください。まず、収益的収入及び支出の収入についてであります。

第一款下水道事業収益は五億六千五百二万三千円を計上しました。

第一項営業収益は二億千六百三十四万九千円で、主なものは、第一目下水道使用料が、公共、農集排合わせて一億九千四百七十万円、第二目雨水処理負担金が、公共、農集排合わせて二千百十万五千円であります。この雨水処理負担金は、総務省繰出基準により資本費の一〇％を一般会計から繰り入れるものであります。

二百九十二ページをお開きください。第二項営業外収益は三億四千八百三十七万二千円を計上しました。主なものは、第二目の他会計補助金と第三目の長期前受金戻入であります。他会計補助金は一億九千七百三十三万七千円で、うち公共への補助金が基準内の九千百五十二万三千円、農集排への補助金が、基準内、基準外を合わせて一億五百八十一万四千円であります。長期前受金戻入は、令和六年度減価償却費に係る補助金相当分を収益化するもので、公共分が八千二百二十一万九千円、農集排分が六千八百八十一万二千円の総額一億五千二百四十二万四千円であります。

次に、支出についてであります。

二百九十四ページをお開きください。下水道事業費は五億六千五十二万三千円を計上しました。

第一項営業費用は五億千七百八十二万千円であります。第一目管渠費は四千五百六十九万二千円で、その主なものは第四節委託料の污水管清掃業務委託料の六百七十一万円、農集排の污水管清掃業務委託料八百八万五千円、第六節修繕費の公共下水道管渠更生工事費四百七十五万二千円であります。

二百九十五ページをご覧ください。第二目処理場費は七千四百九十一万九千円を計上しました。この処理場費は、町内七か所の農業集落排水処理施設の維持管理費であり、主なものは第五節委託料の処理施設維持管理業務委託料二千二

百七十四万四千元、第六節手数料の汚泥収集運搬手数料三百八十七万二千元などの汚泥の処分にかかる費用、二百九十六ページに移りまして、修繕費の中野目地区処理施設高圧機器修繕工事費五百五十三万三千元であります。第四目流域下水道維持管理負担金四千六百二十七万五千元は、岩木川流域下水道事業の維持管理費二十一億七千六百六万三千元の二・一七％相当の町負担分を計上しております。第五目総係費は二千八百二十四万千円を計上しました。主なものは、第一節給料から、二百九十七ページの第五節法定福利費引当金繰入額までの人件費、次ページの第十三節負担金の農集排の飯田林崎処理施設維持管理負担金三百十四万八千元であります。第六目減価償却費は三億二千二百六十八万八千元であります。実際は現金支出の伴わない費用で、資本的収支の不足額の充当財源である内部留保資金となるものであります。

二百九十九ページをご覧ください。第二項営業外費用は四千三百四十万円を計上しました。主なものは、第一節企業債の支払い利息三千九百九万八千元であります。

次に、資本的収入及び支出について説明いたします。

三百一ページをお開きください。まず、収入についてであります。

第一款資本的収入は二億五千九百七十万円を計上しました。

第一項企業債は二億五千百二十万円で、第一節下水道事業債が二千七百六十万円、内訳は、雨水出水浸水想定区域図作成業務に係る公共下水道事業債が八百五十万円、岩木川流域下水道建設負担金に係る流域下水道事業債が千百四十万円、公共下水道事業債の特別措置分が七百七十万円であります。第二節資本費平準化債の二億二千三百六十万円は、減価償却費と元金償還金との差額に相当する額であります。

第二項補助金八百五十万円は、雨水出水浸水想定区域図作成業務委託に対応する国庫補助金であります。

次に、支出についてであります。

三百二ページをお開きください。第一款資本的支出は四億三千九百七十七万千円を計上しました。

第一項建設改良費第一目施設改良費は、雨水出水浸水想定区域図作成業務委託料千七百一万七千円を計上したものであります。第二目流域下水道建設負担金千百四十四万円は、岩木川流域下水道事業の建設改良費六億二千五百万円の二%相当の町負担分を計上したものであります。

第二項企業債償還金は四億九百三十一万四千円を計上しました。

以上、資本的収入及び支出について説明いたしましたが、収入が支出に対して不足する額一億八千七万千円は、内部留保資金等に対応するものであります。

令和六年度藤崎町下水道事業会計予算案については以上であります。

○委員長（奈良岡文英君）

収入支出予算の説明が終わりました。

これから収入支出全般について質疑を行います。質疑はございませんか。五十嵐委員。

○五十嵐 忍委員

三百二ページです。建設改良費の委託料、雨水出水浸水想定区域図というのは、町長の提案理由にありました内水ハザードマップのことですか。確認です。

○委員長（奈良岡文英君）

上下水道課長。

○上下水道課長（木村文徳君）

委員おっしゃるとおり、いわゆる内水ハザードマップというものの作成に係る業務委託料になります。

以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

五十嵐委員。

○五十嵐 忍委員

その内水ハザードマップはどのようなものになるのか。それと、毎戸配布されるのか。その点お聞きします。

○委員長（奈良岡文英君）

上下水道課長。

○上下水道課長（木村文徳君）

内水ハザードマップについてですが、これは来年度、再来年度で作成についての補助金が打切りになるので、今年度と来年度で二か年事業で行うこととなります。

それと、国交省の補助事業、雨水対策事業の補助採択に係る前提要件、いわゆる三千石のような工事を行う際の補助の採択に係る前提要件として、ハザードマップを作っていないければ補助金をあげませんというような制度になっているので、今の段階で作らしようという形になっています。

作る範囲についてですが、流域下水道の整備された地区について作成することにしております。

毎戸配布についてですが、現状、来年度、再来年度以降の話になるんですが、流域下水道の対象地域の世帯に配付ということを考えてございました。

以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかに質疑はございませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

今の、五十嵐さんが聞いていたのと同様関係するんですけれども、水道、下水道管が国土交通省と環境省といいますか、これまでの厚労省から、水質というものの、本管の耐震化だとかも含めて、国土交通省の管轄になるということと一体のものとして行われているのかなということなんですけれども、三百一ページの国庫補助金も今と同様関係するんだと思うんですが、三百一ページの資金的収入の補助金、下水道八百五十万円というふうに計上されております。内水浸水リスクマネジメント推進事業と。内水、洪水というか、氾濫というか、簡単に言えば、リスクをどういうふうにして考えるのかというようなことだろうと思うんですけれども、これも業者に委託するというか、丸投げの状態になるんですか。それとも何か課で工夫してするんですか。その辺はどういうふうなことを予算執行上は考えていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（奈良岡文英君）

上下水道課長。

○上下水道課長（木村文徳君）

まず、財源についてですが、委員おっしゃるとおり、国庫補助金の八百五十万円と下水道事業債の一番上、公共下水道事業債八百五十万円が今回の内水ハザードの作成業務委託の財源になります。いわゆる氾濫のハザードマップというのは、河川があふれた場合のことを想定して作られているものになります。今回、下水道事業側で作る内水ハザードというのは、要は河川の水位が上がったことによって、雨水排水路に流れた水が飲み込めなくなって、雨水路から徐々に、直後ではなくて、時間がたってから市街地に水が上がってくるというようなことを想定したハザードマップということになります。

一応、今、業者に丸投げかというお話があったんですが、実際、業者委託でございます。国交省で積算基準等もしっかり準備されているものになりますので、国交省で発行している事業の設計の積算基準に基づいて発注を考えております。

す。

以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

浅利委員。

○浅利直志委員

よく我々が、藤崎ではそんなことはない。でも、ないと思われることが起きるわけですので。いわゆる下水道のマンホールから吹き上がっているというようなことをどういうふうに想定するのかというようなことで、そのときの危険箇所対応策、そういうようなことでやるんだと思うんですけれども、何か補助金の金額が、どういう調査をして、こんな金額になってしまうのかなという思いもあるんですけれども、いずれにしても、その辺リスクは低いのかもしれないけれども、課の中でも、委託は委託としてやるんだけれども、委託の内容や、これはリスクマネジメントというから、その対応策まで一応、課としてぜひ話し合っていたきたいなというようなことをお願いしておきたいと思います。それはお願いですので、検討してください。

それから質問は、もう一点だけ。ページ数は二百九十六ページでございます。下水道の維持管理負担金、四目ですか、地域下水道維持管理負担金四千六百二十七万円は全体の二・一七%だとかという説明をなさっていたんですけれども、これは流域下水道全体の管理費の中の、人件費を含んだ金額の二・一七%が四千六百二十七万円になるということなんですか。人件費も含むのかどうかということについてお聞きいたします。

○委員長（奈良岡文英君）

上下水道課長。

○上下水道課長（木村文徳君）

県の職員の人件費も含むと理解しておりました。

以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかに質疑はございませんか。奈良委員。

○奈良完治委員

ちょっと確認の意味ということで。先ほど、五十嵐委員から、三百二ページの件なんですけれども、総務課でこれから作ろうとしている防災用のハザードマップとは全く別物ということなのかと、それから、これは流域下水道の区域のためのものですと。じゃあ、農集排の区域のところは一切考えていないのか、必要がないのか。その辺、ちょっとお答え願います。

○委員長（奈良岡文英君）

上下水道課長。

○上下水道課長（木村文徳君）

農集排、そもそもこの補助金が国交省管轄ということもありまして、当課で議論した中では、流域下水道の認可が下りている区域について対応しようということでございます。

あと、総務課と違うのかというお話ですが、総務課のほうは、いわゆる河川の氾濫に伴うハザードマップという考え方になると思いますので、当課で行う内水ハザードとはまた別な観点から作成するものであると考えております。

あと、農集排の地域についてなんですけれども、現状、我々、雨水での冠水というのは、私が経験した中では、西豊田、ジャスコさんの前のところでありまして、あとは十川による福島地区の、あれは河川の越水になると思うんですけれども、そういうところも考えられましたので、公共下水道の範囲で十分であろうというふうに考えております。

以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかに質疑はございませんか。奈良委員。

○奈良完治委員

表にはあんまり出なかったんですけども、前回の大雨のとき、それこそ中野目地区の処理場、うちらが言う菟子地区の、それこそ板柳に流れていく大きな排水路、あれもほとんどあふれてたんですよ。ただ、あれからもうちょっと降れば、あの辺一帯も恐らく、かなり浸水したのではないかと思いますので、もう少し調査なり検討なり、よろしく要望いたしまして、終わらせていただきます。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかに質疑はございませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（奈良岡文英君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって、予算特別委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

今まで議決いたしました本案に対する予算特別委員会の報告書については、副委員長と本職にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（奈良岡文英君）

異議なしと認めます。よって、予算特別委員会の報告書は、副委員長と本職に一任されることに決定いたしました。

二日間にわたり、予算案の審査に当たられた委員各位のご労苦に敬意を表しますとともに、審査にご協力いただき感謝申し上げます。

よって、予算特別委員会を閉会いたします。

委員の皆さん、大変ご苦勞さまでした。ありがとうございました。

閉 会 午前十一時四十九分

委員会条例第二十九条の規定により署名する。

委 員 長 奈 良 岡 文 英